

令和3年第4回美瑛町教育委員会議事録

1 開 会 令和3年3月24日 午後1時30分

2 出席委員 教育長 千葉 茂 美  
委員 二ツ川 越 子  
委員 小野寺 晴 紀  
委員 打 本 菜保子  
委員 小 杉 英 紀

3 欠席委員 な し

4 説明員 管理課長 梶 原 祐 治  
公民館長 平 間 克 哉  
図書館長 山 上 修 司  
管理課参事 目 良 久 美  
管理課長補佐 三 浦 誠

5 傍聴者 2名

6 議事内容

議案第1号 美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する規則の一部改正について

報告第1号 美瑛町立学校職員の人事異動について

報告第2号 美瑛町教育委員会事務局職員の人事異動について

※ 報告第1号及び報告第2号の2案件は、人事案件につき非公開とする。

7 審議結果

議案第1号 原案可決

報告第1号 原案可決

報告第2号 原案可決

8 閉 会 令和3年3月24日 午後1時44分

千葉教育長	<p>ただいまから令和3年第4回教育委員会議を開会します。</p> <p>本日の出席者は5名です。</p> <p>次に、議事録の署名委員を会規則第25条により指名します。</p> <p>議事録署名委員は二ツ川委員にお願いします。</p>
千葉教育長	<p>最初に、行政報告をいたします。</p> <p>～ 行政報告 ～</p>
千葉教育長	<p>質疑はありませんか。</p>
教育委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
千葉教育長	<p>ここで会議の進め方について、皆さんにお諮りいたします。報告第1号及び報告第2号の2案件は人事案件ですので、会議規則第9条第1項の規定により非公開としたいと考えますが、御異議ありませんか。</p>
教育委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
千葉教育長	<p>それでは、異議なしと認め、報告第1号及び報告第2号の2案件は、非公開として進めます。それでは会議に入ります。議案第1号、美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(「はい、管理課長」の声)</p>
千葉教育長	<p>はい、梶原管理課長。</p>

梶原管理課長

議案第1号について、御説明いたします。議案集の1～2ページ、新旧対照表と路線経路図は、別冊資料の1～3ページになります。スクールバス旭線の変更となります。旭第5に在住する児童が、本年4月から美瑛小学校に通うこととなり、当該地区へバスを運行する必要が生じたことから、旭線の時刻表を改正するものです。先に、条文を朗読し、その後運行経路等について御説明します。

～ 議案第1号（本文）を朗読する。～

旭第5地区へは、以前はスクールバスを運行していましたが、バスを利用する児童生徒がいなくなったことから、現在は旭第5へのバス運行は行っていません。この度、当該地区への運行について旭行政区長から要望があり、旭線の時刻表の改正を行うものです。別冊資料の1ページに時刻表の新旧対照表、2ページには現行の運行経路を掲載しております。

はじめに、現行の経路を説明します。青い線が旭に向かう1便の経路になっています。美瑛駅前を出発し、国道に出て美瑛フーズを越えて左に入り、旧北瑛小学校の前を通過し、道なりに進み旭第4のT字交差点を左折し、旧旭小学校の前を通過、突き当たりの交差点を左折します。国道452号線を美田方面に進み、町道旭第8号線を左折し、高林宅地先で転回し市街地へ折り返すルートとなります。

帰りのルートは赤い線になります。同じルートを戻り、北瑛第2大庭宅地先から右折し「セブンスターの木」の前を通過、只野宅地先を左折し、小規模多機能居宅介護事業所「ほたる」を右折、「ケンとメリーの木」の前を通過、直後に右折し大久保地区・村山地区に向い、美瑛小学校及び美瑛高校を經由し美瑛中学校に至るルートとなっています。2便及び3便については、赤い線が旭に向かうルート、青い線が市街地に戻るルートとなっています。

次に資料の3ページ、変更後の経路について説明します。美瑛駅前を出発し、国道から美瑛フーズを越えた先を左に入る部分は同様です。小規模多機能「ほたる」を左折し町道北瑛旭第6線を進み、只野宅地先を通過し国道452号線に接合します。

梶原管理課長	<p>国道の交差点を右折し、高林宅前を通過し、旧旭小学校前を通過し、旭第5会館で折り返し市街地に戻るルートとなります。帰りのルートは、赤い線で示したとおり、旭第5会館で折り返した後、町道旭美瑛線との接合部分を左折した後は、現状と同じルートで市街地に戻ってきます。</p> <p>なお、2便・3便については、赤い線が旭に向かうルート、青い線が市街地に戻ってくるルートとなります。</p> <p>変更に伴い、1便は、高林宅前から旭第5入口までの部分で、現行より5分早くなりますが、この点について行政区長にも承諾をいただいているところです。</p> <p>本日、お認めいただいた後、スクールバスの車内や駅前バス停に、時刻を変更する旨の掲示を行う予定です。なお、3月25日から4月5日までは、春休みの臨時ダイヤによる運行となり、先ほど御説明しました変更後の路線は、4月6日から施行したいと考えています。議案集は2ページに戻りまして、最後に附則を読み上げます。</p> <p>～ 議案第1号（附則）を朗読する。～</p> <p>以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。</p>
千葉教育長	これから質疑を行います。質問御意見等はございませんか。
教育委員	（「ありません。」の声）
千葉教育長	<p>よろしいですか。それでは、議案第1号 美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する規則の一部改正について、原案のとおり決定しました。</p> <p>この後、報告第1号及び報告第2号の審議を行います。先ほど申し上げたとおり非公開として取り進めますので、よろしくお願ひします。</p>
	（以降、非公開として審議）
千葉教育長	それでは、以上をもちまして令和3年第4回美瑛町教育委員会議を閉会します。ありがとうございました。